

任意継続の手続き方法

(令和6年度末退職者用③事前申請)

年度末退職者に限り、在職中に退職前の所属所を通じ事前申請を行うことができます。

事前申請を行う ⇒ 『②事前申請の手続きについて』をご確認ください。

事前申請を行わない ⇒ 『①退職後の申請方法について』をご確認ください。

『②事前申請の手続きについて』

- 1 提出書類 **任意継続組合員資格取得申出書**
- 2 提出先 **各所属所(※)**
- 3 提出締切日 **各所属所(※)**が定める日

※各局(水道局以外)・室
・区役所等の市長部局に
在職中の方の所属所窓口は、
『総務事務センター』です。

- ・ご自身の「提出先」や「提出締切日」は、各所属所にご確認ください。
- ・提出締切日後も申請を受付しますが、書類及び納付書の発送が遅れることがありますので、できる限り提出締切日までにご提出ください。
- ・事前申請は各所属所を通じての申請になりますので、当組合へ直接送付しないでください。

事前申請を行った後は、退職後に次の①、②の手続きが必要です。

① 「任意継続掛金」の納付<全員>

- ・納付書を3月31日(月)に当組合からご自宅あてに発送します。
- ・納付期限は、4月21日(月)です。

指定金融機関(りそな・三菱UFJ・三井住友・みずほ)の窓口で納付してください。

納付期限までに掛金を納付されなかった場合は、任意継続組合員の資格を取得することができませんので、ご注意ください。

② 「資格確認書等」の交付<対象者のみ>

- ・「任意継続掛金」を納付いただいた日から4営業日後を目安に、「資格確認書等」を当組合からご自宅あてに発送します。

注：次頁の「・【郵送交付】にかかる手続き」が必要です。

| 交付するもの | |
|--|---|
| マイナ保険証を保有していない場合 | マイナ保険証を保有している場合 |
| <ul style="list-style-type: none">・「資格確認書(カード型)」※ 「申出書」の交付希望にチェックがある場合・高齢受給者証(70歳以上)・限度額適用認定証(対象者のみ) | <ul style="list-style-type: none">・高齢受給者証(70歳以上)・限度額適用認定証(対象者のみ) |

※「資格確認書(カード型)」マイナ保険証を保有していない(マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない)場合に被保険者等の資格を確認するもの

・【郵送交付】にかかる手続き

「資格確認書等」(次の1～3)は即日交付できないことから原則、郵送(簡易書留)交付の取り扱いとさせていただきます。

交付対象の方には、掛金の納付書と一緒に「郵送交付申出書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、郵送用の切手(460円)を添えて当組合へ送付してください。

| | |
|---|---------------------------|
| 1 | 資格確認書(カード型) |
| 2 | 高齢受給者証(70歳以上) |
| 3 | 限度額適用認定証(在職時発行分が有効期限内の場合) |

※1～3の交付対象でない方は、【郵送交付】にかかる手続きは不要です。

・【窓口交付】を希望する場合

任意継続の事前申請をした方で、特段の事情により窓口での交付を必要とする場合のみ、次の1～3の方法により窓口交付(4月1日以降)を行います。

1. 事前申請をした方→当組合：窓口交付希望を申出(電話又はメール)
2. 当組合→事前申請をした方：窓口交付の可否および交付日の回答
3. 事前申請をした方→当組合：必要書類(※)持参し交付日以降来庁

※必要書類 ①掛金納付済領収証書

②お越しになる方の本人確認書類等、運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・年金手帳等の原本を窓口で提示してください。代理人が持参する場合は、あわせて次のabいずれかをお持ちください。

- | |
|----------------------------|
| a 組合員との続柄が確認できるもの(住民票等)の原本 |
| b 「委任状」 |

・②「資格確認書等」の交付対象でない方

「任意継続掛金」を納付いただいた日から4営業日後を目安に、任意継続組合員の登録が完了したことをお知らせする「資格情報通知書」を発送します。

『④退職後の申請方法について』

事前申請の手続きをされなかった方は、退職後に以下の方法でお手続きください。

1 必要書類・申請方法

次の①～③の必要書類等を当組合へ郵送してください。

| | |
|---|--|
| ① | ・「任意継続組合員資格取得申出書」 |
| ② | ・本人確認書類等の写し(運転免許証・マイナンバーカード表面(顔写真側)等) |
| ③ | 組合員証・組合員被扶養者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・資格確認書(未返却の方のみ) |

2 提出先

大阪市職員共済組合 (当組合の送付先住所は最後にあります。)

※資格確認書等の即日交付はできませんので、受付は郵送のみとします。

3 申出期間

4月1日(火)から4月14日(月)必着

注:掛金納付期限に間に合わなくなる可能性がありますので、4月14日(月)までに当組合へ申出書が到着するよう、あらかじめ日数に余裕を持って、お早めにお手続きください。なお、4月17日(木)までに納付書が到着しない場合は、当組合に4月18日(金)午前中までにご連絡ください。

4 「任意継続掛金」の納付<全員>

- 当組合にて郵送で受付した書類等の確認後、納付書をご自宅あてに発送します。
- 納付期限は、4月21日(月)です。

指定金融機関(りそな・三菱UFJ・三井住友・みずほ)の窓口で納付してください。

納付期限までに掛金を納付されなかった場合は、任意継続組合員の資格を取得することができませんので、ご注意ください。

5 「資格確認書等」の交付<対象者のみ>

- 掛金納付確認後に資格確認書等を【郵送交付】します。

※窓口交付はできません。

交付対象の方には、掛金の納付書と一緒に「郵送交付申出書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、郵送用の切手(460円)を添えて当組合へ送付してください。

(1ページ中、「②「資格確認書等」の交付<対象者のみ>」をご確認ください。)

送付先住所

〒530-8201
大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎4階
大阪市職員共済組合 保健医療係 行

(郵送の際は切り離してご利用ください。)

○大阪市職員共済組合ホームページ

<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>

ホームページもご参照ください。

申請用紙のダウンロードができます。

退職に関する手続き

退職するとき（組合員の資格を失ったとき）

任意継続制度に加入するとき

申請書類 ▶ ①任意継続組合員資格取得申出書

書類 (PDF) 記入見本 (PDF)

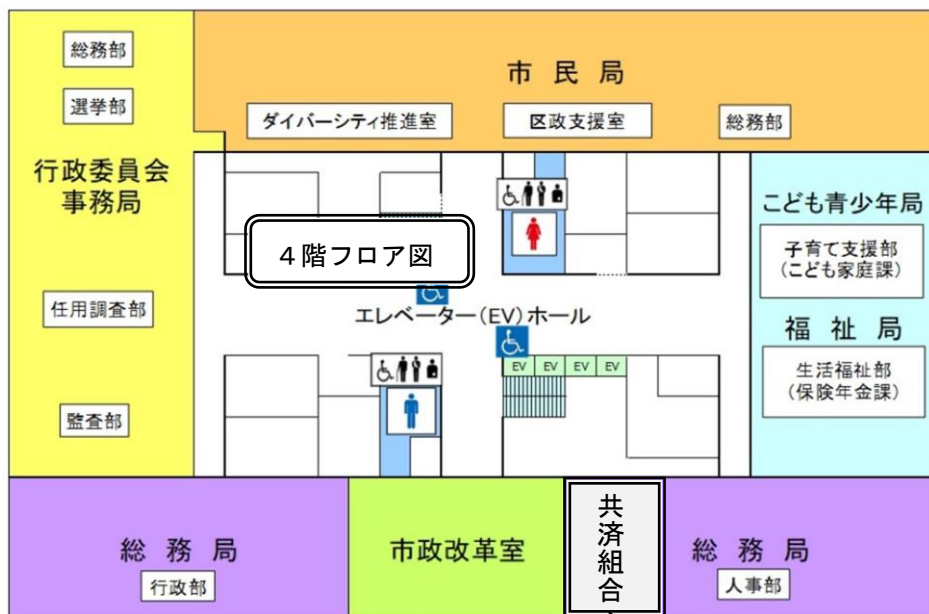
○大阪市職員共済組合 保健医療係

電話番号 06-6208-7591、7592、7593

月曜日から金曜日までの9時から17時30分まで（12時15分～13時を除く）
（祝日及び振替休日を除く。）

メールアドレス：ba0010@ii.city.osaka.jp

所在地：大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所本庁舎4階



総務局内⑪番窓口

大阪市役所本庁舎
Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車すぐ（1番出口）
京阪電車中之島線「大江橋」駅下車すぐ（6番出口）